

総則規定 1 - 4	屋根
屋根に設けるトップライトの取扱い	
関連条項：法 27 条、法第 61 条、法第 62 条	

【内容】

- ・ 準防火地域内の建築物において延焼のおそれのある部分に設置するトップライトは、法第 62 条に規定する屋根の性能に加え、そのトップライトにはめ込むガラスを網入ガラス同等のものとする事。

【解説】

- ・ 法第 61 条では外壁の開口部で延焼のおそれのある部分について規定しており、屋根の開口部（トップライト）についての規定は無いが、火災時のガラスの破損・脱落などの危険性を考慮し、はめ込むガラスは網入ガラス同等のものとする。また、延焼のおそれのある部分以外に設けるトップライトであっても、網入ガラス同等のものとする事が望ましい。
- ・ なお、耐火建築物又は準耐火建築物に設けるトップライトは法第 2 条第 1 項第 9 の 2 号、法第 2 条第 1 項第 9 の 3 号に規定する屋根の性能に適合する必要がある。